

4. 障害者雇用を行うことで受けられる助成金等

鎌倉市

- ▶ 問合せ先：障害福祉課障害者雇用対策担当
- ▶ Tel : 0467-23-3000（代）内線2694
- ▶ Mail : shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

鎌倉市障害者雇用奨励金

市内在住の知的障害者または精神障害者を雇用する中小企業や就労継続支援A型事業所に奨励金を支給します。

- ▶ 支給対象企業（次のAまたはBのいずれかに該当する企業）

A) 中小企業基本法第2条に定める企業

B) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定される就労継続支援A型事業所

- ▶ 対象者（鎌倉市内に住所を有する在宅の障害者で次のA～Cのいずれかに該当する方）

A) 療育手帳の交付を受けている方

B) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

C) その他市長が支給を認める方

- ▶ 雇用条件等

A) 対象者の雇用期間は原則として1年を単位

B) 勤務形態は常勤

C) 勤務は原則として1日4時間以上、1か月16日以上

- ▶ 支給額

雇用した障害者1人につき月額2万円（就労継続支援A型事業所は月額7,500円）

- ▶ 申請可能期間

随時

中小企業基本法第2条に定める企業とは

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
A) 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（B～Dを除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
B) 卸売行	1億円以下	100人以下	5人以下
C) サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
D) 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

神奈川県

- ▶ 問合せ先：産業労働局労働部雇用路政課
- ▶ Tel : 045-210-5871（直通）

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

精神障害者を雇用し、職場指導員を設置して、障害者が職場に定着することができるよう配慮している中小企業へ、県から補助金が支給されます。

- ▶ 主な補助対象条件

- A) 中小企業であること
- B) 主たる事業所及び一週間の所定労働時間が20時間以上の精神障害者が在籍している事業所が、神奈川県内に所在すること
- C) 常時雇用する従業員の数が、43.5人以上100人未満であること
- D) 職場指導員を設置していること
- E) 特例子会社でないこと
- F) 障害者と職場指導員が「障害者介助等助成金（職場支援員の配置又は委嘱助成金）」及び「職場適応援助者助成金（企業内型職場適応援助者による支援）」の助成対象でないこと

- ▶ 補助の内容

- A) 補助期間：3年間
- B) 補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

- ▶ 申請可能期間

申請時点で雇用している、1週間の所定労働時間が20時間以上の精神障害者を雇い入れた日の翌日から起算して1年後の日まで

税制上の優遇措置

- ▶ 問合せ先：税務署または県税事務所等

障害者を雇用する事業所を支援するために、機械等の割増償却措置、不動産取得税・固定資産税・事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。

神奈川助成金センター

- ▶ 問合せ先：神奈川助成金センター
- ▶ Tel : 助成金名横に記載

Ⅰ トライアル雇用助成金 ▶ Tel : 045-650-2868

障害者を試行雇用するとき、初めて雇用するとき、雇用したとき、雇用環境を整えるときに国の助成金が支給されます。

・ 障害者トライアルコース

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

▶ 主な受給要件

本助成金は、次のAの対象労働者をBの条件により雇い入れた場合に受給することができます。

A) 対象労働者

次のaとb両方に該当する者であること

- a. 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者
- b. 障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する者
 - Ⅰ. 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者
 - Ⅱ. 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者
 - Ⅲ. 紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者
 - Ⅳ. 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

B) 雇入れの条件

- a. ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- b. 障害者トライアル雇用等の期間について、雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの支給要件がありますので、詳しくは上記の問い合わせ先までご確認ください。

▶ 受給額

対象者1人につき

- A) 対象労働者が精神障害者の場合、月額最大8万円を3か月、月額最大4万円を3か月（最長6か月間）
- B) A以外の場合、月額最大4万円（最長3か月間）

- ・ 障害者短時間トライアルコース

継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障害者を一定の期間を定めて試行的に雇用するものであって、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中にこれを20時間以上とすることを旨とするものをいいます。

- ▶ 主な受給要件

本助成金は、次のAの対象労働者をBの条件により雇い入れた場合に受給することができます。

A) 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している精神障害者または発達障害者が対象となります。

B) 雇入れの条件

対象労働者を次のaとbの条件によって雇い入れること

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- 3か月から12か月間の短時間トライアル雇用をすること

- ▶ 受給額

対象者1人につき月額最大4万円（最長12か月間）

■ 特定求職者雇用開発助成金 ▶ Tel : 045-650-2868

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用する事業主に助成します。

- ・ 特定就職困難者コース

高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

- ▶ 主な支給要件

本助成金を受給するためには、次の要件のいずれも満たすことが必要です。

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- 雇用保険一般被保険者として雇入れ、継続して雇用することが確実であると認められること

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの支給要件がありますので、詳しくは上記の問い合わせ先までご確認ください。

- ▶ 支給額

対象労総者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期間（6か月）ごとに支給されます。

短時間労働者以外 () 内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成期間			
対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
身体・知的障害者	60 (50) 万円	2年(1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
重度障害者 (重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年(1年6か月)	40万円×6期 (33万円×3期)

第3期の支給額は34万円

短時間労働者

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

() 内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成期間

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

▶ 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

・ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に對して助成されます。

▶ 主な支給要件

本助成金を受給するためには、次の要件のいずれも満たすことが必要です。

A) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

B) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの支給要件がありますので、詳しくは上記の問い合わせ先までご確認ください。

▶ 支給額

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給総額				
				第1期	第2期	第3期	第4期
短時間労働者以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円		
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円		
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

- ▶ 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期・第3期・第4期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。
- ▶ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

【人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース） ▶ Tel：045-650-2868

障害者の職業に必要な能力を開発、向上させるため、一定の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主又は事業主団体に対してその費用を一部助成することにより、障害者の雇用促進や雇用の継続を諮ることを目的としています。

▶ 主な受給要件

本助成金は、次のAの「訓練対象障害者」について、Bの「障害者職業能力開発訓練事業」を行うためにCの「訓練の施設または設備の設置・整備または更新」をする場合又は、Bの「障害者職業能力開発訓練事業」を行う場合に受給することができます。

A) 訓練対象障害者

本助成金の「訓練対象障害者」は次のaとbに該当する者です。

a. 次のⅠ～Ⅵのいずれかに該当する者

- Ⅰ. 身体障害者
- Ⅱ. 知的障害者
- Ⅲ. 精神障害者
- Ⅳ. 発達障害者
- Ⅴ. 高次脳機能障害のある者
- Ⅵ. 難治性疾患を有する者

b. ハローワークに求職の申込みを行っており、障害特性、能力、労働市場の状況等を踏まえ、職業訓練を受けることが必要であるとハローワーク所長が認め、その旨を支給対象となる事業主等に対し、職業訓練受講通知書により通知された者

B) 障害者職業能力開発訓練事業

本助成金の対象となる障害者職業能力開発訓練事業は、障害者の職業に必要な能力を開発し、および向上させるための教育訓練であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練とし、次のa～jの要件をすべて満たすことが必要です。

a 運営管理者	教育訓練の施設の運営を管理する者は、障害者の能力を開発し、および向上するための教育訓練について必要な知識を有し、厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業、または当該事業と同等と認められる教育訓練の事業に係る経験をおおむね5年以上有する者でなければならないこと
b 訓練期間	教育訓練の期間は、6月以上2年以内とすること。また、訓練期間は、実施しようとする訓練の目標、カリキュラムの内容等に整合性を有するものであること
c 訓練時間	教育訓練の訓練時間は、訓練期間が6月以上の場合にあっては、6月間について700時間を基準とすること。また、訓練時間は1日5～6時間が標準であること 訓練コースは実技を中心とした訓練カリキュラムであること。具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技はおおむね5割以上であること
d 訓練科目	教育訓練の科目は、労働市場等の状況から判断して雇用機会の大きいものであって、対象とする障害者の職業に必要な能力を開発し、および向上することが必要なものでなければならないこと
e 訓練施設以外の実習	訓練施設以外で実習を行う場合は、当該実習が次の要件をすべて満たしていること 1. 実際に営業活動等を行っている事業所において、雇用関係を結ばずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること 2. 実習先事業所において、実習指導者、訓練評価者および管理責任者を配置していること 3. 安全衛生に関する技能およびこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること 4. 安全衛生その他の作業条件について、労働基準法および労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをするものであること
f 訓練人員	教育訓練を行う1単位の受講者の数は訓練科目ごとにおおむね10人とすること。なお、身体障害者（重度身体障害者を除く。）以外の障害者にあってはおおむね5人から10人とすること
g 訓練担当者	教育訓練の訓練科目ごとに、受講者おおむね5人につき1人の専任の訓練担当者を置かなければならないこと。受講者が5人を超えるときは2人以上（助手を含む。）の配置を標準とすること
h 訓練施設等	教育訓練の施設は、障害者の障害の種類等に十分配慮して、その教育訓練の目的を実現するために必要な施設および設備を備えたものでなければならないこと

i 安全衛生	教育訓練の実施にあたっては、教育訓練を受講する障害者の安全衛生について、十分な配慮がなされなければならないこと。また、訓練を行う際、災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること
j 費用	教育訓練を受講する者が所有することとなる教科書その他の教材に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること

C) 訓練の施設または施設の設置・整備または更新

次のa～cの全てを満たす訓練の施設または設備の設置・整備または更新を行うことが必要です。

a. 次のⅠ～Ⅵのいずれかに該当する者

- Ⅰ. 能力開発施設
- Ⅱ. 管理施設
- Ⅲ. 福祉施設
- Ⅳ. 能力開発訓練施設用設備

b. 訓練施設および設備が事業主等自らが所有するものであること（賃借によるものは含みません。）

c. 訓練の施設または設備の設置・整備または更新が、受給資格認定日の翌日から1年以内に完了するものであること。

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの支給要件がありますので、詳しくは下記の「お問い合わせ先」までご確認ください。

▶ 支給額

A) 施設または設備の設置・整備または更新

- a. 障害者職業能力開発訓練事業を行う訓練科目ごとの施設または設備の設置・整備または更新に要した費用に3/4を乗じた額が助成されます。
- b. 初めて助成金の対象となる訓練科目ごとの施設または設備の設置・整備の場合は5,000万円を上限とします。
- c. 訓練科目ごとの施設または設備の更新の場合については、1,000万円を上限（複数回支給を受ける場合も事業主等ごとの累積の上限となる額）とします。

B) 運営費

次のaまたはbおよびcにより算出した額が助成されます。

a. 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者および就職が特に困難であるとハローワーク所長が認める障害者（以下「重度障害者等」という。）を対象とする障害者職業能力開発訓練

- Ⅰ. 1人あたりの運営費に4/5を乗じた額（上限額 月額17万円）に重度障害者等である訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した者の人数を乗じた額
- Ⅱ. 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に4/5を乗じた額（上限額 月額17万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額

b. a以外の障害者を対象とする障害者職業能力開発訓練

- Ⅰ. 1人あたりの運営費に3/4を乗じた額（上限額 月額16万円）に重度障害者等以外の訓練対象障害者のうち、支給対象期における訓練時間の8割以上を受講した者の人数を乗じた額
- Ⅱ. 支給対象期における訓練時間の8割以上を受講しなかった者については、1人当たりの運営費に3/4を乗じた額（上限額 月額16万円）に、支給対象期における訓練時間数を分母に、当該者の訓練受講時間数を分子にして得た率を乗じた額

c. 重度障害者等が就職した場合には、就職者1人あたりに10万円を乗じた額

対象となる就職者は次のⅠ及びⅡに該当する者

- I. 訓練修了日または就職のための中退の日の翌日から起算して90日以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）として内定を受けた者もしくは雇用された者または雇用保険適用事業主となった者
- II. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）の利用者として雇用される者でないこと

【キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース） ▶ Tel：045-277-8815

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）は、障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、

- ▶ 有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換する措置
- ▶ 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置

のいずれかを継続的に講じた場合、助成金を受けることができます。

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）の詳細は、厚生労働省ホームページ掲載のパンフレットをご参照ください。

【支給額】（）内は中小企業以外の額

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、 重度知的障害者 および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円（90万円）	1年（1年）	60万円×2期（45万円×2期）
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害 と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円（67.5万円）		45万円×2期（33.5万円※×2期） ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

ただし、この支給額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

※キャリアアップ助成金における正社員化コースの支給申請上限人数には該当しません。

高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ▶ 問合せ先：神奈川支部高齢・障害者業務課
- ▶ Tel : 045-360-6010

障害者作業施設設置等助成金

労働者である障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置又は整備を第1種助成、賃借で行う設置又は整備を第2種助成としています

- ・ 第1種作業施設設置等助成金 ※作業施設等の設置（賃借を除く）または整備

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
・ 重度身体障害者 ・ 重度知的障害者 ・ 精神障害者 ※在宅勤務の者も対象	2/3	・ 障害者1人につき450万円 （作業設備のみは1人につき150万円（中途障害者の場合は450万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 ・ 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円	-

- ・ 第2種作業施設設置等助成金 ※作業施設等の賃借による措置

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
・ 重度身体障害者 ・ 重度知的障害者 ・ 精神障害者 ※在宅勤務の者も対象	2/3	・ 障害者1人につき月13万円 （作業設備のみは1人につき月5万円 （中途障害者の場合は13万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額	3年間

障害者福祉施設設置等助成金

労働者である障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
・ 重度身体障害者 ・ 重度知的障害者 ・ 精神障害者 ※在宅勤務の者も対象	1/3	・ 障害者1人につき225万円 ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 ・ 1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

Ⅰ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用（※）するために必要となる事業施設等の設置又は整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
・ 重度身体障害者 ・ 知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・ 精神障害者 ※ 対象障害者を10人以上継続して雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上である必要	2/3 特例 3/4	・ 1認定 5千万円 （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）	-

Ⅰ 障害者介助等助成金

労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
① 職場介助者の配置または委嘱助成金 ・ 事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・ 2級以上の視覚障害者 ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※ 在宅勤務の者も対象	3/4	（事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者） ・ 配置1人 月15万円 ・ 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで	10年間
・ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			（事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者） ・ 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
② 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ・ 事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続		2/3	（事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者） ・ 配置1人 月13万円 ・ 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで	5年間 （①の支給期間の終了後）
・ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			（事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者） ・ 委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	
③ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ・ 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	・ 6級以上の聴覚障害者	3/4	・ 委嘱1人 1回6千円 ・ 年28万8千円まで （障害者9人までの場合）	10年間

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額	支給期間
④ 障害者相談窓口担当者の配置助成金 ・ 障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 ※ 在宅勤務の者も対象	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する	【専従の場合】1人につき月額8万円 ・ 給与月額の3分の1の額が8万円を下回る場合は、その額。 ・ 1人につき最大6か月かつ2人まで。 【兼任の場合】1人につき月額1万円 ・ 給与月額の10分の1の額が1万円を下回る場合は、その額。 ・ 1人につき最大6か月（中小企業は最大12か月）かつ5人まで。	1回 （事業所単位）
		障害者相談窓口担当者に研修を受講させる	・ 専門機関等に支払った研修受講費の3分の2の額（円未満切り捨て）（最大20万円） ・ 研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円（上限月10時間かつ10人まで） ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。	
		相談窓口業務等を専門機関に委託する	・ 委託経費として支払った額の3分の2（上限月額10万円かつ最大6か月）	

〔令和2年10月施行分〕

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額	支給期間
重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ・ 障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・ 重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・ 身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 ※ 在宅勤務の者も対象	月額 13万3千円 （中小企業：15万円） ・ 対象者2人あたり ・ 委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	月額 13万3千円 （中小企業：15万円） ・ 対象者1人あたり ・ 委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した年度の末日まで

〔令和3年4月施行分〕

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額	支給期間
職場復帰支援助成金 ・ 職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	- 身体障害者 - 精神障害者（発達障害のみ有する者を除く） - 難病患者 - 高次脳機能障害のある者 ※ 在宅勤務の者も対象	中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置 ① 時間的配慮、 ② 職務開発等、 ③ ②に伴う講習	①②：月額 4万5千円（中小企業：6万円） ③：半年 2～9万円（中小企業：3～12万円）	1年間
職場支援員の配置または委嘱助成金 ・ 業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 - 発達障害者 - 難病患者 - 高次脳機能障害のある者	対象障害者を雇い入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰又は企業在籍型職場適応援助者による支援の終了の日から6か月以内に職場支援員を配置（雇用、委嘱）	配置：短時間労働者以外の者 月額3万円（中小企業：4万円） 短時間労働者 月額1万5千円（中小企業：2万円） 委嘱：1回1万円 （配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限）	2年間 （精神障害者は3年間） （注）

（注）企業在籍型職場適応援助者による支援終了を配置理由とするものは6か月

Ⅰ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

[令和3年4月施行分]

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額	支給期間
訪問型職場適応援助者助成金 ・ 訪問型職場適応援助者による支援	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 難病患者 ・ 高次脳機能障害のある者 ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援	・ 精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円、4時間未満8千円 ・ 精神障害者 1日：3時間以上1万6千円、3時間未満8千円 ・ 養成研修受講料の1/2	精神障害者以外 1年8か月 精神障害者 2年8か月
企業在籍型職場適応援助者助成金 ・ 企業在籍型職場適応援助者による支援		地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	・ 精神障害者以外：短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） ・ 精神障害者：短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） ・ 養成研修受講料の1/2	6か月

Ⅰ 重度障害者等通勤対策助成金

労働者である障害者の障害特性による通勤等の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
① 住宅の賃借助成金 ・ 対象障害者用の住宅の賃借	・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ※ ②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱は対象障害者が5人以上である必要	3/4	・ 世帯用 月10万円 ・ 単身者用 月 6万円	10年間
② 指導員の配置助成金 ・ 対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主の団体を含む）			・ 配置1人 月15万円	
③ 住宅手当の支払助成金			・ 障害者1人 月6万円	
④ 通勤用バスの購入助成金 ・ 対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主の団体を含む）			・ バス 1台700万	-
⑤ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ・ 対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主の団体を含む）			・ 委嘱1人 1回6千円	10年間

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑥ 通勤援助者の委嘱助成金 ・ 対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者	3/4	・ 委嘱1人 1回2千円 ・ 交通費 1認定3万円	・ 1か月
⑦ 駐車場の賃借助成金 ・ 自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・ 障害者1人 月5万円	・ 10年間
⑧ 通勤用自動車の購入助成金 ・ 自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・ 2級以上の上肢障害者 ・ 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・ 3級以上の体幹機能障害者 ・ 3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者 ・ 4級以上の下肢障害者 ・ 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・ 購入 1台150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)	-

[令和2年10月施行分]

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額	支給期間
重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ・ 障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・ 重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・ 身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認めた者 ※ 在宅勤務の者も対象	通勤援助 ・ 公共交通機関の利用に必要な援助	月額 7万4千円（中小企業：8万4千円） ・ 対象者1人あたり ・ 委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した日から3か月まで

I 障害者雇用事例リファレンスサービス

障害者雇用について、積極的に取り組んでいる企業の事例等を業種や障害種別ごとに検索できます。

URL : <https://www.ref.jeed.or.jp/>

障害者雇用事例リファレンスサービス

検索

